

「予防接種に関する事務の特定個人情報保護評価書（案）」の
パブリックコメントへのご意見と豊橋市の考え方について

公開・意見募集期間： 令和3年1月15日～2月13日

募 集 方 法： ①市ホームページのパブリックコメント意見入力フォーム
②電子メール
③FAX
④郵送
⑤健康政策課への持ち込み

ご 意 見 数： 個人1件（意見入力フォーム：1件）

ご意見と豊橋市の考え方

No.	ご意見の概要	市の考え方
1	取り扱われる情報にアレルギーなどの「要配慮個人情報」が含まれるのではないかと。「要配慮個人情報」が、どのように流通し、蓄積されるのか。	接種時に使用する予診票にはアレルギー等の病歴に関する問診がありますが、情報提供ネットワークシステムで連携する予防接種情報は、ワクチン名、回数、接種日です。 また、保健衛生システムでは病歴に関する項目は保有していません。
2	県・国まで提供されるとなっているが、ここで示されている国とは「国立感染症研究所」のことか。 また、国を介して「要配慮個人情報」を含む接種情報が、国内外のゲノム創薬ワクチンメーカーや研究機関へ提供されるのではないかと。	「国」とは、厚生労働省を示しています。また、個人が特定されるような情報が本人の同意なく第三者（国・県も含む）へ提供されることはありません。
3	「予診票」などの手書き紙媒体からデジタルデータへの変換作業は複数回行わなければならないと、煩雑で膨大である。	ご意見は、今後の運用の参考とさせていただきます。
4	情報提供ネットワークシステムで「要配慮個人情報」はマイナンバーと突合されるのではないかと	情報提供ネットワークシステムではマイナンバーは持たず、符号というものをを用いて特定個人情報を連携するため、マイナンバーとは結びつかない仕組みとなっています。

*1件の意見において複数の内容が含まれており、意見数が1件以上となっています。